２　前項の規定は、法第八十六条第四項において準用する法第六十九条の三第一項の農林水産省令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「決算関係書類」とあるのは、「決算書類」と読み替えるものとする。

３　（略）

（合併組合の事後開示事項）

第二百十一条　法第七十二条の二第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　組合が吸収合併存続組合である場合

イ　（略）

ロ　吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

(1)　（略）

(2)　法第六十九条の四第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。次号ロ(2)において同じ。）の規定による請求に係る手続の経過

ハ　吸収合併存続組合における次に掲げる事項

(1)　（略）

(2)　法第六十九条の四第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

ニ～ヘ　（略）

二　（略）

２　（略）

（決算報告）

第二百十二条　法第七十六条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）及び第八十六条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一～四　（略）

２　（略）

（監事調査の対象）

第二百十三条　法第七十七条において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

第二百十四条・第二百十五条　（略）

（削る。）

（組織変更の届出）

第二百十六条の二の五　漁業生産組合は、法第八十六条の十の規定による届出をしようとするときは、届出書に組織変更計画、組織変更計画を承認した総会の議事録及び組織変更の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（新設）

２　（略）

（合併組合の事後開示事項）

第二百十一条　法第七十二条の二第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　組合が吸収合併存続組合である場合

イ　（略）

ロ　吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

(1)　（略）

(2)　法第六十九条の四第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号ロ(2)において同じ。）の規定による請求に係る手続の経過

ハ　吸収合併存続組合における次に掲げる事項

(1)　（略）

(2)　法第六十九条の四第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

ニ～ヘ　（略）

二　（略）

２　（略）

（決算報告）

第二百十二条　法第七十六条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一～四　（略）

２　（略）

（新設）

第二百十三条・第二百十四条　（略）

（監事調査の対象）

第二百十五条　法第七十七条において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（組織変更の届出）

第二百十六条の二の五　漁業生産組合は、法第八十六条の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に組織変更計画、組織変更計画を承認した総会の議事録及び組織変更の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。